

## 営利企業等への再就職について（お知らせ）

国立大学法人に準用される独立行政法人通則法の一部を改正する法律等が平成27年4月1日から施行されたことに伴い、公正性確保のため、下記1に該当する場合は総長への届出が必要となり、また、下記2の行為は規制の対象となりましたのでお知らせいたします。

今後、営利企業等へ再就職する場合や業務上営利企業等と接する機会の多い教職員におかれましては、十分ご留意願います。

## 記

## 1. 総長への届出が必要な場合

## (1) 営利企業等に再就職する場合

在職中に営利企業等※1への再就職※2を約束した教職員（①短時間勤務有期雇用教職員、②特定短時間勤務有期雇用教職員、③臨時の採用者を除く）は、すみやかに「様式1」を所属部局の人事担当部署に提出してください。

★人事交流により本学への復帰を前提とした出向の場合は、これに該当しません。

※1： 営利企業等とは、商業、工業、金融業その他営利を目的とする私企業のほか、学校法人、医療法人、公益法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等の法人をいう。

※2： ここでいう再就職とは、自らの意思で退職後に営利企業等の地位に就くことをいう。

## (2) 営利企業等に再就職した元本学教職員から法令等違反行為に関する要求や依頼を受けた場合

教職員（①短時間勤務有期雇用教職員、②特定短時間勤務有期雇用教職員、③臨時の採用者を含む）が、営利企業等に再就職した元本学教職員や元役員から法令等違反行為※3の働きかけ（要求・依頼）を受けた場合は、すみやかに「様式2」を所属部局の人事担当部署に提出してください。

★法令等違反行為の働きかけと思われる行為を見聞きした場合は、まず、その内容を上司や部局担当者或いは下記担当あてにご一報ください。

※3： 法令等違反行為とは、国立大学法人において準用される独立行政法人通則法、国立大学法人法、その他の法令、業務方法書、会計規程その他の規則や内規に違反する職務上の行為をいう。

## 2. 再就職に関する規制

## (1) 他の教職員にかかる再就職の依頼等の規制

教職員（①短時間勤務有期雇用教職員、②特定短時間勤務有期雇用教職員、③臨時の採用者を除く）が、他の教職員※4の密接関係法人※5への再就職をあっせんする行為（再就職の依頼・要求・情報提供）は禁止です。

★密接関係法人以外の営利企業等への再就職のあっせん行為は、禁止されていません。

※4： ①教員、②現役出向者（退職手当通算法人への出向に限る）、③有期雇用（10年以内）の研究者、④評価結果による業務縮小等に伴う管理職以外の離職予定者、⑤主務大臣認定の計画に基づく離職予定者は対象外

※5： 密接関係法人とは、法人と資本・取引関係等で密接な関係がある営利企業等で、法人等の関係を通じ、財務・事業等に重要な影響を与えることができるもの（関連会社、関連公益法人等）、その他（補助金等、検査、一定規模以上の契約の相手先）

## (2) 法令等違反行為の見返りに行う営利企業等への求職活動の規制

教職員（①短時間勤務有期雇用教職員、②特定短時間勤務有期雇用教職員、③臨時の採用者を含む）が、法令等違反行為の見返りとしての再就職のあっせん行為※6（再就職の依頼・要求・情報提供）及び自己の求職活動は禁止です。

★法令等違反行為の見返りとしてではない自己の求職活動は、禁止されていません。

※6：法令等違反行為の見返りとしての再就職のあっせん行為とは、法令・内規に違反する行為を行うこと、他人に行わせることで便宜を図り、その見返りに、他の役職員の再就職あっせんを行い、ポストを確保すること。

ご不明な点やご不安な点等ありましたら、お気軽に  
本件担当若しくは部局担当者へお問い合わせください。

＜本件担当＞  
本部人事給与課人事制度チーム  
小林(22055)・湯本(22039)  
jinji-seido@adm.u-tokyo.ac.jp